

三浦市内の主要幹線道路〔三浦縦貫道路等〕に係る

『県への整備順位要望方針』

1 対象路線及び区間

- 三浦都市計画道路 3・4・1 三浦縦貫道路〔未整備のⅡ期区間；延長約 4.4km〕
- ◎ 三浦縦貫道路Ⅱ期区間と県道 214 号との新規接続区間〔未都決区間；延長約 0.3km 位〕
- 三浦都市計画道路 3・6・1 西海岸線〔未整備区間；延長約 2.5km〕
- 国道 134 号既設信号交差点付近〔2 箇所＝初声小学校入口＋三戸入口；各延長約 0.3km 位〕

2 県への整備順位要望方針

第 1 段階（概ね 6 年後の平成 27 年度まで）

- 三浦縦貫道路〔未整備のⅡ期区間；延長約 4.4km〕のうち、Ⅰ期区間（H12.3 完成供用）に引き続く市道 14 号線及び 132 号線までの先行整備区間〔延長約 1.9km〕の新規整備
- 国道 134 号初声小学校入口(市道 14 号線との)交差点付近〔延長約 0.3km 位〕の改良整備

第 2 段階（概ね 13 年後の平成 34 年頃まで）

- 西海岸線〔未整備区間；延長約 2.5km〕のうち、起点の県道 216 号から、小網代湾を跨ぎ、市道 17 号線（通称御用邸道路）までの区間〔延長約 2.0km〕の新規整備
- 国道 134 号三戸入口(市道 17 号線との)交差点付近〔延長約 0.3km 位〕の改良整備

第 3 段階（概ね 15 年後の平成 36 年頃まで）

- 三浦縦貫道路〔未整備のⅡ期区間〕のうち、先行整備区間〔延長約 1.9km〕に引き続く残区間〔延長約 1.0km〕の新規整備
- ◎ 三浦縦貫道路Ⅱ期区間と県道 214 号との新規接続区間〔延長約 0.3km 位〕の新規整備

最終段階（概ね 20 年後の平成 40 年頃まで）

- 三浦縦貫道路〔未整備のⅡ期区間〕のうち、最後に残る区間〔延長約 1.5km〕の新規整備
- 西海岸線〔未整備区間〕のうち、最後に残る区間〔延長約 0.5km〕の新規整備

※ これらの資料については、あくまでも『三浦市としての要望方針』であるため、県関係部局が認めたものではなく、確定（決定）したものではありません。